

◎新潟県告示第65号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年1月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
まちなかや訪問看護ステーション	魚沼市小出島1177	所在地	魚沼市小出島107-3	魚沼市小出島1177	H25.11.1
まちなかや訪問看護ステーション	魚沼市諏訪町1-12	所在地	魚沼市小出島1177	魚沼市諏訪町1-12	H28.12.1
長岡市社会福祉協議会 訪問介護なおか	長岡市水道町3丁目5番30号	所在地	長岡市長倉西町458番地1	長岡市水道町3丁目5番30号	H28.12.1